

# 確認問題1 解答&解説

## 制限行為能力者

### 問1【正解:×】

#### 未成年者の法律行為

未成年者が法律行為をするには、原則として、その法定代理人の同意を得なければなりません(民法5条1項)。

ただし、例外として、以下については、法定代理人の同意は不要です。未成年者が一種または数種の営業の許可を受けている(許可を得た営業に関する法律行為については法定代理人の同意は不要)(民法6条1項)。

### 問2【正解:○】

#### 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可

成年被後見人は法定代理人であり、本人の財産の管理・処分・運用などについて権限を有しています(民法 859 条1項)。しかし、居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可を得なければなりません(民法 859 条の3)。**許可のない処分は無効**だと解されています(通説)。

後見人が被後見人の財産を勝手に売却してしまうと、それまで住み慣れた住居を失うことで精神的に不安定となり悪化をもたらすことがあり、居住用不動産の処分については防ぐ必要がある。

また、売却だけでなく、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない(民法 859 条の3)。

**※この規定は、審判により代理権を付与された保佐人・補助人にも準用されます。**

## 問3【正解:×】

## 保佐人の同意を要する行為

日用品を購入する場合、保佐人の同意は必要ではありません。保佐人の同意を得なければならないのは、重要な財産に関する民法13条1項に掲げられている法律行為及び審判で定められた法律行為において同意が必要とされている。

未成年者	法定代理人が <b>目的を定めて処分を許した財産</b> は、その目的の範囲内で、未成年者が自由に処分することができる。 法定代理人が <b>目的を定めずに処分を許した財産</b> を処分するとき、未成年者が自由に処分することができる。
成年被後見人	日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない。
被保佐人	日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意は不要
被補助人	審判で補助人の同意を要するとされた法律行為以外のものについては、補助人の同意は不要。

## 問4【正解:×】

## 補助人の同意を要する行為

補助人の同意を要する旨の審判を受けた被補助人の場合、補助人の同意を必要とする法律行為は、民法13条1項の範囲内で**家庭裁判所の審判(注釈1)**で個別に定められたものに限られます。つまり、民法13条1項にある法律行為でも、家庭裁判所の審判で補助人の同意を必要とされていないものについては、補助人の同意は当然、不要です。

**(注釈1)代理権付与のみの場合**

補助人に代理権のみが付与されている場合、その被補助人は制限行為能力者ではないので、法律行為をするのに補助人の同意は不要です。

## 問5【正解:○】

## 成年被後見人の法律行為

「事理を弁識する能力がある状態で行われたものであっても」家庭裁判所の取消の審判がない限り制限行為能力者として保護されます。正誤判定には関係ありません。

※成年被後見人の法律行為は、成年後見人の同意を受けて行ったものも〔成年後見人には取消権はあるが、同意権はない〕、取り消すことができますが、日用品の購入その他日常生活に関する行為〔食料品、衣料品、公共料金など〕については、取り消すことができません(民法9条)。

問 6 【正解: ×】

婚姻による成年擬制

未成年者が婚姻をしたときは、成年に達したものとみなされ、単独で法律行為をすることができ、未成年を理由として取り消すことはできなくなります。

未成年者が婚姻したときは、民法上は成年者の扱いをします。したがって、婚姻の後は法律行為をするのに親権者や未成年後見人の同意は必要ではなくなります。婚姻をしても法定代理人の同意が必要ということになると、独立した家庭を営むことはできなくなってしまいます。

※ただし、民法以外の法律では、原則として成年擬制の効果は及ばないので、結婚していても飲酒や喫煙は禁止されており、選挙権も与えられません。

▼このほかの成年擬制としては、第6条の『営業が許された未成年者』がありますが、成年者として扱われるのは許された営業に関してのみです。

	民法	民法以外
婚姻した未成年者	成年者として扱われる	原則として
営業の許可を得た未成年者	営業の許可の範囲内では、成年者として扱われる。	未成年者として扱われる

問 7 【正解: ×】

補助開始の審判

本人以外の者は、本人の同意がなければ、補助開始の審判の請求をすることはできません(民法 15 条2項)。したがって、家庭裁判所は、本人の同意がないときは、補助開始の審判をすることはできません。又、四親等内の親族とは、高祖父母、曾祖父母、祖父母、兄弟姉妹、子、孫、ひ孫、玄孫、おじ・おば、いとこ、甥・姪などのことをいいます。

補助開始の審判 第 15 条

- 1項 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。
- 2項 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3項 補助開始の審判は、補助人の同意を要する旨の審判又は補助人に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならない。

**注意** 被補助人が制限行為能力者であるのは、補助人の同意を要する旨の審判を受けている場合です。代理権を付与する旨の審判のみの場合は、制限行為能力者としての保護を受けないこととなります。

**問 8【正解: ×】****制限行為能力者の詐術**

いくら制限行為能力者でも、自分が能力者だと相手方をだました場合(詐術を用いて誤認させたとき)、制限行為能力者を保護する必要はなく、取引の安全と相手方の救済のために、制限行為能力者・保護者のどちらからも取り消すことはできなくなります(民法 21 条)。これは、被保佐人だけでなく、未成年者、被補助人(同意権を補助人に付与された)、成年被後見人にも適用されます。

**問 9【正解: ○】****被補助人**

被補助人が制限行為能力者であるのは、補助人の同意を要する旨の審判を受けている場合です。代理権を付与する旨の審判のみの場合は、制限行為能力者としての保護を受けないこととなります。

**問 10【正解: ×】****単純な黙秘は、制限行為能力者の詐術にはならない**

制限行為能力者が、自分を能力者だと相手方に信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

※制限能力者であることを黙秘していた場合は二つに分かれます。

黙秘についての判例の見解 (最高裁・昭和 44.2.13)

- ①単に告げなかっただけのときは、詐術には当たらない。⇒取り消すことができる
- ②黙秘が他の言動とあいまって相手方の誤信を強めたときは詐術があったといえる。

**問 11【正解: ×】****催告に確答なしは、二つに分かれる**

制限行為能力者の相手方が、1ヶ月以上の期間を定めて催告したとき、成年被後見人と未成年者の場合は、催告の相手方は、法定代理人か行為能力を回復した本人なので、確答なしは黙認(追認)とみなされます。

しかし、被保佐人・被補助人「本人」に催告した場合は、「判断能力が著しく不十分(被補助人は「不十分」)」な者に催告しているので、その催告の意味自体を理解していないかも知れず、本人保護のため、確答なしは「追認を拒絶」したものとみなされます。但し、「行為能力を回復した本人」や「保佐人・補助人」へ催告した場合には、追認したものとみなされます。

誰の確答なしか?	確答なしの効果
① 成年被後見人または未成年者の後見人・法定代理人の確答なし	追認
② 保佐人・補助人の確答なし	
③ 行為能力を回復した本人の確答なし	
④ 被保佐人・被補助人「本人」の確答なし	追認拒絶

**問 12【正解: ×】**

**取消前の善意の第三者には対抗できる**

C (未成年後見人)

↓

A (未成年) — B (相手方) — D(善意の第三者)

└取消

未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、未成年者・法定代理人どちらからも取消すことができ(5 条2項)、この取消は取消し前の善意の第三者にも対抗することができます。本肢では、「Aの行為が無効であることを対抗できない」となっているので×になります。

※取り消されるまでは、Aの行為は無効ではなく、**一応有効**であることにも注意してください。

**問 13【正解: ×】**

**制限行為能力者の行為**

被保佐人が、保佐人の同意が必要な契約なのに保佐人の同意を得ないで契約を締結した時は、被保佐人は取り消すことができる(民法13条4項)。当初から無効ではないので本肢は誤りである。

**問 14【正解: ×】**

**意思無能力者**

意思能力を欠く者の意思表示は無効とされる(判例)。

意思無能力者が締結した契約は、意思無能力者側で意思無能力を立証すれば、無効を主張できる(判例)。意思無能力者が締結した契約は、取り消して無効になるのではなく、当初から無効なのであるから、本肢は誤りである。

**問 15【正解: ○】**

**権利能力のない団体**

権利能力[権利・義務の主体となる能力]は自然人と法人がもつことができる。

自然人以外で登記名義人になることができる(土地の所有権が帰属する)のは法律の規定による法人(公益法人・営利法人・中間法人法による法人・特別法による法人)である(民法 33 条)。

法律の規定に基づかずに成立した任意団体は登記名義人になることができない。

**注意** 権利能力のない団体(権利能力なき社団)でも、訴訟の当事者(原告・被告)となることはできる。

能力	能力の内容
権利能力	権利・義務の主体となることができる能力(資格・地位) 自然人は原則として生まれながらに権利能力を有し、死亡により消滅する。
	<b>例</b> 権利を得て、義務を負うことができる能力 <b>例外</b> 胎児と相続(886条1項)、胎児と不法行為(721条)
意思能力	有効に意思表示をする能力(自己の行為の結果を判断できる能力)
	<b>例</b> 意思能力のない者(意思無能力者)の行為は無効。
行為能力	法律行為を有効に単独で確定的に行うことができる能力
	<b>例</b> 制限行為能力者の行った行為は取り消すことができる。

問 16 【正解: ×】

**取消権の消滅 取消の除斥期間 (時効)**

Aの取消権は、成年に達してから5年 or 契約締結から20年経過すると消滅し、Aはもはや取り消すことができず、契約ははじめから有効であったことが確定します。(126条)

このため、本肢の「Aが成年に達した場合、この契約は、始めから有効であったものとみなされる」は、Aが成年に達しただけでは取消権が消滅していないので、×になる。法定代理人の取消権が5年の時効で消滅したときは、未成年者本人の取消権も消滅する。

問 17 【正解: ×】

**権利能力**

権利能力は出生の時から有することとなります。乳児であっても権利能力を有しているため、不動産の所有は可能です。

問 18 【正解: ×】

**未成年者の例外**

営業を許可された未成年者は、その許可された範囲内で成年者とみなされます。よって、父母の同意は不要です(民法6条1項)。

**民法6条1項**

一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

**問 19 【正解:×】****未成年者**

男満 18 女満 18 になれば双方とも親権者の同意は必要ない(民法 737 条)。

**問 20 【正解:×】****成年被後見人**

成年被後見人が第三者との間で建物の贈与を受ける契約をした場合、成年後見人は、当該法律行為を取り消すことができます。ただし、成年被後見人の日用品購入等の行為は、成年後見人であっても取り消すことができません(民法 9 条)。

**民法 9 条**

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

**問 21 【正解:×】****居住財産の処分**

成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却する場合、家庭裁判所の許可が必要となります(民法 859 条の 3)。

**問 22 【正解:×】****後見開始の審判**

自ら後見する未成年者について、後見開始の審判を請求することができます(民法 7 条)。

**民法 7 条**

精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

**問 23 【正解:○】****未成年後見人の選任**

成年後見人は家庭裁判所が選任する者(民法 843 条 1 項)ですが、未成年後見人は必ずしも家庭裁判所が選任する者とは限りません。未成年後見人は最後の親権者が遺言で指定することができ、家庭裁判所による選任はその指定がない場合や必要に応じて行うことになっています(民法 839 条 1 項民法 840 条 1 項)。

**民法 839 条 1 項**

未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

民法 840 条 1 項→前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、

未成年被後見人又はその親族その他の**利害関係人の請求**によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。成年後見人は家庭裁判所が選任する者であるが、未成年後見人は必ずしも家庭裁判所が選任する者とは限らない。